

名寄市水道スマートメーター化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月17日

北海道名寄市

名寄市水道スマートメーター化事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、名寄市（以下「市」という。）における水道の利用状況を遠隔から確認する環境を整備し、検針の自動化や宅内漏水の早期発見・対応等による利用者サービスの向上と水道事業運営の効率化を図るため、市が設置及び管理している水道メーターのうち、1,750箇所水道スマートメーター用無線通信端末を設置、水道自動検針化する事業について、公募型プロポーザル方式により必要知識および専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名 名寄市水道スマートメーター化事業

(2) 事業内容

ア 無線通信端末の調達・設置

イ 水道自動検針システムの導入

(3) 事業場所

名寄市水道スマートメーター化事業仕様書（別添2。以下「仕様書」という。）

別紙「名寄市水道スマートメーター設置対象地区」のとおり

(4) 事業期間

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりとする。なお、受託候補者との協議により変更することがある。

ア 設備導入工事期限 契約締結日から令和7年2月28日まで

イ 事業実績報告期限 令和7年3月14日まで

(5) 事業費（提案上限額）

39,550,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、次の業務を履行する能力を有する単独事業者又は2者以上の事業者でグループ構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）で応募するものとする。コンソーシアムの構成員は応募者として代表事業者1者を選定すること。

(ア) 実施設計、施工、施工管理する業務

(イ) 機器を調達する業務

(ウ) その他、業務遂行上必要な業務

イ 応募者は6月21日（金）までに名寄市競争入札参加資格申請を提出し、名寄市入札参加資格名簿に登録されていること。

ウ コンソーシアムの場合、全ての構成員の事業者を明らかにし、各々の役割分担及び代表となる事業者が協定書で定められていること。

エ 単独事業者は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。

オ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募資格要件

応募者及びコンソーシアムの構成員の資格要件は次のとおりとし、このうちア・イ・エは全ての事業者が、ウは最低1者以上がこの要件を満たすものとする。

ア 北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。

イ 事業運営・維持管理を円滑に行うために迅速に対応できる者であること。

ウ その他、仕様書の内容を十分に遂行できると認められること。

エ 市の入札参加資格申請が済んでいること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者及びコンソーシアムの構成員になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、市が設置する指名停止の処分を受けている者。

ウ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする者または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年政令第77号）第2条第6項に該当する者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てによる申立てをしている者等、経営状態が著しく不健全である者。

4 提案募集日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（市HP掲載）	令和6年6月17日（月）
質問書提出期間	令和6年6月17日（月）から 令和6年6月24日（月）まで
参加申込受付期間	令和6年6月17日（月）から 令和6年6月27日（木）まで
参加申込書の提出期限	令和6年6月27日（木）
企画提案書等の提出期限	令和6年7月22日（月）
プレゼンテーション実施（予定）	令和6年7月25日（木）
受託候補者の選定通知	令和6年7月31日（水）
審査結果の公表	令和6年7月31日（水）

5 仕様書等の配布

- (1) 配布開始年月日 令和6年6月17日(月)
- (2) 入手・閲覧方法
 - ア 印刷物での資料配布は行わないものとする。
 - イ 市公式ホームページから (<http://www.city.navoro.lg.jp/>) ダウンロードのうえ確認すること。

6 質問及び回答

- (1) 質問の提出
 - ア 質問書(別記様式第1号)により電子メール又はFAXで提出すること。なお、件名欄は「名寄市水道スマートメーター化事業に関する質問」にすること。
 - イ 質問書を提出した場合、受信確認のため、その旨を次まで電話で連絡すること。ただし、電話対応時間は、開庁日の9時から12時まで及び13時から17時までとする。
 - ウ 質問書は、令和6年6月24日(月)までの受付を原則とする。
- (2) 質問の回答
 - ア 質問書への回答は、受付後3日以内(土曜・日曜及び祝祭日を除く。)を前提に随時電子メールで回答する。ただし、回答に時間を要する場合はこの限りではない。
- (3) 質問及び回答内容は、市ホームページに掲載する。
- (4) 提出先及び連絡先 本実施要領16に記載する担当部署

7 参加意思確認について

企画提案書の提出意思がある場合は、期限までに以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書(別記様式第2号の1)(単独企業用)
 - イ 参加申込書(別記様式第2号の2)(コンソーシアム用)
 - ウ 構成企業届(別記様式第3号)(コンソーシアム用)
※協定書の写しを添付すること。
 - エ 企業概要(別記様式第4号)
 - オ 業務実績報告書(別記様式第5号の1)(単独企業用)
 - カ 業務実績報告書(別記様式第5号の2)(コンソーシアム用)
- (2) 提出期限 令和6年6月27日(木)17時必着
- (3) 提出方法 1部を持参又は郵送
※持参の場合は提出期限内の9時から12時まで及び13時から17時(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く。)までとする。郵送の場合は、必ず簡易書留により郵送するものとし、提出期限内の17時必着とする。

(4) 提出先 本実施要領 16 に記載する担当部署

8 参加資格審査と結果通知

参加申込み受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和 6 年 7 月 8 日（月）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者には、結果通知に併せて企画提案書等の提出要望通知を行う。

9 企画提案書等の提出

(1) 提案に係る書類の提出

資格審査により、参加資格を有すると認められた者は、以下のとおり書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（別記様式第 6 号）
- (イ) 事業実施方針（任意様式）
- (ウ) 事業行程表（任意様式）
- (エ) 無線通信端末に関する提案（任意様式）
- (オ) 自動検針システム導入に関する提案（任意様式）
- (カ) 工事内容に関する提案（任意様式）
- (キ) 保証に関する提案（任意様式）
- (ク) 事業費等積算書（任意様式）
- (ケ) その他独自提案（任意様式） ※独自の提案がなければ提出不要

イ 提出部数

ア（ア）については 1 部、（イ）から（ケ）まで正本 1 部、副本 9 部（副本については、企画提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

なお、（イ）から（ケ）までの電子データ（PDF 形式）を記録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R 形式） 1 部

ウ 提出期限 令和 6 年 7 月 22 日（月）17 時まで

エ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は提出期限内の 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時（土曜日・日曜日及び祝祭日を除く。）までとする。郵送の場合は、必ず簡易書留により郵送するものとし、提出期限内の 17 時必着とする。

(2) 提出先 本実施要領 16 に記載する担当部署

(3) 留意事項

ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして 10.5 ポイント以上とすること。

- イ 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ウ 用紙の大きさは、A4版又はA3版（A3版はA4版折込）で綴じたものとする
こと。
- エ 応募者の提案は、1件を上限とする。
- オ 事業費等積算書は「事業費等積算方法」（別添1）を参考に、次の8点を積算す
ること。
 - （ア） 無線通信端末費用
 - （イ） 設置工事費用
 - （ウ） システム初期導入費用
 - （エ） 期間内ランニング費用（令和6年度分）
 - （オ） ランニング費用（8年間分合計）
 - （カ） 隔測表示器処分費
 - （キ） 本事業費用（（ア）＋（イ）＋（ウ））
 - （ク） 本事業外費用（（エ）＋（オ）＋（カ））

10 企画提案に対するヒアリング審査（プレゼンテーション）

- （1） 実施日時（予定）
 - 令和6年7月25日（木）
 - ※実施場所・開始時間は別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は企画提
案書の受付順とする。
- （2） 所要時間
 - ア 企画提案書の概要、詳細説明
 - （ア） 提出された企画提案書等をもとに詳細を説明することとし、追加の資料配
布は認めない。
 - （イ） 説明時間は20分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。
 - イ 質疑応答（15分程度）
 - 審査員からの質問に対して回答することとし、提案事業者から審査員への質問
は認めない。
 - ウ その他
 - （ア） プレゼンテーションは非公開で実施する。参加申込が1件の場合等、プレ
ゼンテーションを必要としないと認めたときは書類審査のみとする。
 - （イ） 提案事業者からの参加者は、4名までとし、構成員の出席を認める。
 - （ウ） プレゼンテーションでパソコン等を使用する場合は、提案事業者が用意す
ること。なお、電源、スクリーン及びプロジェクターは市で用意する。ただ
し、使用する場合は事前に申し出ること。
 - （エ） プレゼンテーション時の資料は、社名等を秘匿したものを使用し、提案事

業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

11 受託候補者の選定

(1) 審査及び選定

審査は、選定委員会が企画提案書等の内容を公正かつ客観的に審査を行う。審査の結果、総合得点が60点（100点満点）以上の提案者の中から、総合得点の最も高い提案をした提案者を受託候補者とする。その他、上位得点順から次点受託候補者として順位をつけて選定するものとする。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、参加した提案者に書面で通知する。

(3) 審査及び評価基準

区分	評価項目	評価基準の着眼点	配点
実施方針	方針・コンセプト	・本事業の趣旨を理解し、具体的で実行性のある提案がなされており、本事業に関する基本的考え方が明確に述べられているか。	5
	事業実績	・同種事業や類似事業の実績、他自治体への導入や実証実験等、具体的な実績があるか。	5
	実施体制	・事業実施に必要な体制や役割分担を明確し、安全かつ確実な実施体制や適切なスケジュールを組んでいるか。	5
各種機能要件	無線通信端末	・要求水準を十分達成しているか。 ・市の環境でも使用可能か。 ・機能において独自性があるか。	20
	自動検針システム	・要求水準を十分達成しているか。 ・検針業務を十分理解したうえで利便性を有しており、操作しやすいものとなっているか。 ・機能において独自性があるか。 ・必要な情報セキュリティ対策が取られているか。	20
工事内容		・仕様書の施工方法を十分理解しているか。 ・設置ミスがないような工夫がされているか。 ・施工期間を十分確保できているか。	5
保証内容		・長期かつ安定的にサポートが可能か。	5
価格	イニシャル費用	・事業費の積算内容は妥当なものか。 「9（3）オ（キ）」から採点	15

	ランニング費用等	・ランニング費用等は妥当なものか。 「9（3）オ（ク）」から採点	15
その他	独自提案	・将来への機能拡張、技術革新などの独自提案があり、実際に利便性や事務効率の向上が期待できるか。	5
合 計			100

12 企画提案書の失格規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合

13 企画提案に関する留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外は使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- (7) プレゼンテーションの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（別記様式第7号）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いはしない。
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（公知の情報は除く。）は本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については適切に廃棄すること。

14 契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、選定された受託候補者と市との間で協議を行い、協議が整った場合には、本見積書を提出し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により、当該事業の実施に係る契約を締結することを原則とする。
- (2) 選定された受託候補者との協議が不調となった場合には、次点の受託候補者順に協議を行い、協議が整った場合には契約を締結することとする。

- (3) その他、本事業に際し、付随して発生するランニング費用等（9（3）オ（エ）及び9（3）オ（カ））については、別途契約するものとする。
- (4) 契約保証金については、業務実績等により免除する場合がある。
- (5) 本事業の成果品は、導入された無線通信端末、工事実施報告書および設置一覧表とする。

15 再委託の禁止

契約締結後、受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により市の承認を得なければならない。

16 担当部署

名寄市上下水道室業務課業務係

〒098-0507 名寄市風連町西町 196 番地 1

Email : suidou@city.nayoro.lg.jp

電話 : 01655-3-2511 (内線 2209・2208)

FAX : 01655-3-3450